

知的財産戦略本部構想委員会（第4回）

日時：令和7年4月21日（月）13：00～15：00

場所：WEB開催

出席：

【委員】

伊藤委員、梅澤委員、遠藤委員、加藤委員、黒田委員、塩野委員、杉村委員、田路委員、中村委員、波多野委員、福井委員、本田委員、松山委員、渡部座長

【事務局】

奈須野事務局長、守山次長、渡邊参事官、山本参事官、福田参事官、松原企画官、谷貝企画官、道祖土企画官

1. 開会

2. 議事

（1）「知的財産推進計画2025」に向けた検討について

（2）意見交換

3. 閉会

○渡邊参事官 本日は御多忙のところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。
内閣府知的財産戦略推進事務局参事官の渡邊でございます。

会議に先立ちまして、本日のオンライン会議の進行につきまして御説明させていただきます。

会議中は、ノイズを防ぐため、発言時以外はマイクのミュートをお願いいたします。また、委員の皆様におかれましては、会議中はカメラを常にオンにさせていただきますようお願いいたします。御発言を御希望の場合には「挙手」ボタンにてお知らせいただくようお願いいたします。

また、本日は多数の傍聴をいただいておりますけれども、傍聴者の皆様は、カメラをオフにいただきまして、マイクもミュートにいただき、会議の様子スクリーンショットあるいは録音・録画はご遠慮くださいますようお願いいたします。

それでは、13時になりましたので、よろしいでしょうか。

ただいまから、知的財産戦略本部、第4回「構想委員会」を開催いたします。

改めまして、本日は御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は「『知的財産推進計画2025』に向けた検討等について」、事務局説明及び関係省庁から資料を御説明した後、委員各位の意見交換とさせていただきます、有識者の皆様方の様々

な御意見を頂戴したいと考えてございます。

本日の委員の出欠状況でございますが、出雲委員、黒橋委員、林委員、村松委員が御欠席となっております。また、田中委員が14時頃に退席予定と伺っております。

続きまして、本日使用する資料を御確認いただければと存じます。

事前に事務局からのメールで御連絡したとおりではございますが、本日使用します資料は、資料1の「知的財産推進計画2025」。

資料2の「イノベーション拠点税制について」。

資料3の「大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針」。

資料4の「『新たな国際標準戦略』素案」。

資料5の「ロケ撮影ハンドブックーロケ撮影・誘致の拡大に向けて関係者が知っておくべきことー（概要）」。

資料6の「大阪・関西万博におけるクールジャパンショーケース」。

資料7、資料8は、それぞれ、竹中委員、村松委員からの提出意見となっております。

また、本日御説明する資料につきましては、資料1につきましては、画面共有はせず、委員限りとさせていただきたいと思っておりますので、御配慮をお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、渡部座長のほうにお願いできればと思っております。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。

初めに、知的財産推進計画2025に向けた検討について、資料1、資料3について、事務局より説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 ありがとうございます。

そうしましたら、委員の皆様におかれましては、資料1をお手元に御準備いただければというふうに思います。

まず、表紙でございます。知的財産推進計画2025の素案でございますが、副題は「～IPトランスフォーメーション～」としてございます。

今年は、10年先の様々な社会経済変化を見越した上で、どのような知的創造サイクルを構築すべきかという点について御議論いただきました。これを踏まえ、副題につきましても「～IPトランスフォーメーション～」とさせていただいております。

続きまして、目次で構成を御紹介できればと思っております。

冒頭、Ⅱ.におきまして、IPトランスフォーメーションの議論を盛り込んでございます。その後、Ⅲ.以降は、短期的取組を含む知財戦略の重点施策としてございまして、昨年と同様に「創造」「保護」「活用」のくくりで整理してございます。その上で、4.につきましましては、昨年策定いたしました新たなクールジャパン戦略のフォローアップとしてございます。

それでは、まず「2. IPトランスフォーメーション」でございます。3ページまで進ん

でいただければと思います。

「（１）日本の競争力の現状」でございます。競争力の伸び悩み、すなわち、WIPOのグローバルイノベーション指数ランキングでは近年、13位にとどまっていること、また、デジタル化にも遅れがあるという点を指摘してございます。一方で、コンテンツ産業、クールジャパン関連産業は大きく発展し、日本の国家ブランドは世界トップクラスとなっております。

その上で「（２）今後の知財戦略の方向性」でございますが、人口減少、国内市場の頭打ち、AI技術の急速な進展と社会経済の変化が予想される中で、私どもとしては、４ページ目でございますように、日本の知的資本をフル活用しながら、さらに、海外からも知的資本を誘引し、知的創造サイクルを力強く回していく必要がある。これによって、国内外の社会課題の解決を図る「新たな知的創造サイクル」の構築を目指したいというふうに思います。これを称して、IPトランスフォーメーションとさせていただきます。これを実現するために３つの柱に沿って取組を重点的に進めていく必要があるという形で整理してございます。

まず、第１の柱が、イノベーション拠点としての競争力強化でございます。この中に、創造人材の強化・ダイバーシティの実現、知財・無形資産投資の促進、国際的求心力のある知財制度・システムの実現を含めてございます。

続きまして、第２の柱、６ページ目でございますが、AIの利活用の推進でございます。

さらに、第３の柱といたしまして、グローバル市場の取り込みということで整理してございます。

最後に、KPIでございます。今年度、KPIを新たに設定していきたいというふうに思っております。こちらのIPトランスフォーメーションに係るKPIにつきましては、2035年までに、先ほど13位にとどまっていると御紹介しましたWIPOの「グローバルイノベーション指数」の上位４位以内を目指すということで目標を設定したいというふうに考えてございます。

続きまして、８ページに進んでいただきまして、まず「Ⅲ．知財戦略の重点施策」のうち「１．知的財産の『創造』」に係るパートでございます。

「（１）知財・無形資産への投資による価値創造」でございます。最初に、昨年と同様の問題意識ではございますけれども、創造の基盤とも言える研究開発費が伸び悩んでいるという点、また、研究開発の海外シフトが顕著になっていることを指摘してございます。

続いて、９ページ目でございますが、知財・無形資産は、高付加価値経済の実現に当たって、重要な役割を果たす一方で、足元の状況では、日本企業は米国企業に比べて時価総額に占める無形資産の割合が低く、これが企業価値低迷の要因ではないかとの指摘があると整理してございます。これについて、2022年に、私どもの策定しております「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」を引き続きしっかりと、経営層を含めて、普及していくこと。また、近年では、インパクト投資の投資需要拡大が注目されておりますけれども、

こうした投資を呼び込むためにも、自社が有する技術・知財等がいかに社会全体の課題解決に影響を与えるのかを論理的かつ戦略的に発信していくことの重要性を指摘させていただいております。

11ページ目、イノベーションマネジメントの高度化でございますが、こちらでイノベーション拠点税制の施行に触れてございます。後ほど、経済産業省さんのほうから御報告いただく予定としてございます。

続きまして、13ページ目に進んでいただきまして「(2) AIと知的財産権」でございます。AIの市場規模は、国内外ともに伸長しているということ、一方で、諸外国と比べて、企業内での業務における生成AIの活用が進んでいないという実態を紹介してございます。その上で、AIの利活用を進めていく上での論点として、構想委員会の中では2つの論点について御議論いただきました。

1点目の論点が、16ページ目でございますように、生成AIと知的財産をめぐる懸念・リスクへの対応でございます。昨年来「AI技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステム」の実現に向けまして、政府部内での関係部署において考え方の周知・啓発を進めてまいりました。一方で、契約による権利者への対価還元につきましては、AI事業者による開示が進んでないがゆえに、依然として対価還元の機会が得られていないと指摘がございました。この点について、何らかの開示を促す手法等の検討が必要かという点を御議論いただきました。

17ページ目でございますが、新たな動きといたしましてAI法案がございまして。仮に今国会でAI法が成立しますと、その中で基本計画の策定に加えまして「適正性のための国際規範に即した指針の整備」や「事業者への指導・助言・情報提供」等の枠組みが制度化されることとなっております。この運用の具体化の中で、知財の取扱いを含む、透明性の確保を実現していくことが有効ではないかとさせていただいております。

2点目の論点が、AI技術の進展を踏まえた発明等の保護の在り方でございます。発明創作過程においてAIを利用した場合、当該AIの開発者等が発明者として認められるか否かについて明確化が必要ではないかという点について御議論いただきました。第3回の構想委員会では、AI開発者のインセンティブになり得るということで前向きな御意見があった一方で、実際にはどこまでの貢献をしていれば発明者として認め得るのか、あるいは含まれる場合の類型や判断手法を精緻に議論すべきといったような御意見、また、国際調和をよく考える必要があるといったような御意見がございました。

18ページ目ではそうした御意見に触れつつ、19ページ目にお示ししておりますように、本論点においては、今後、特許庁の特許制度小委員会で議論がなされる点を御紹介してございます。また、このパートのKPIでございますが、日本企業のAI利活用率をおおむね100%まで高めるとさせていただいております。

続きまして、20ページ目以降ですけれども「(3) 創造人材の強化・ダイバーシティの実現」でございます。博士人材の活躍の場の拡大、知財創造教育の推進、多様性に係る議

論、また、政府部内の取組状況について御紹介してございます。

25ページ目に進んでいただきまして、こちらは第2回構想委員会で御議論いただいた点ですが、将来、国内のイノベーション人口が減少することを念頭に、高度な知識や経験を有する海外人材の受入れを促進すべきではないかとさせていただいております。また、KPIについても、この点を含めているところでございます。

続きまして「保護」に入っております。

29ページ目まで進んでいただきまして、まず「保護」の「(1) 技術流出の防止」でございます。こちらでは、営業秘密・限定提供データ、研究セキュリティ・研究インテグリティ、安全保障に係る技術の流出防止等に係る直近の政府部内の取組状況を紹介してございます。

続きまして、32ページまで進んでいただきまして「(2) 海賊版・模倣品対策の強化」となっております。まず、冒頭で海賊版被害が引き続き増加傾向にある点を御紹介してございます。日本向けの上位10サイトの月間アクセス数について、一時、1億アクセス程度にまで減少していたものの、2024年6月以降、複数の大型サイトが登場し、再び急増している点に触れてございます。なお、最直近では、様々な対策が功を奏して、少し減少しているとも聞いておりますので、今後、最新の数値が公表されたところで、この図及び記載ぶりについては修正を加えることを予定してございます。

海賊版対策については、これまでも「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」、官民連携によって様々な対応を図ってきたわけですが、33ページ目の19～22行目にありますように、国内の各種法令に基づく執行に加えて、国境のないインターネット上の海賊版への対応については、例えば海外における海賊版に対するアクセスを抑止するための各種制度の利用についても、官民連携の下で対応を進めていくべきではないかという課題意識を含めてございます。

35ページ目まで進んでいただきまして、このパートのKPIでございますが、海賊版対策について、上位10サイトの月間アクセス数について、直近5年間で最も少なかった約1億アクセスを下回ることを目指すとしてございます。

続きまして、38ページ目まで進んでいただきまして「(3) 産業財産権制度・運用の強化」でございます。グローバル化への対応として、特許出願数の推移、また、欧米から日本への出願件数の推移をまとめてございます。ここから見てとれることといたしまして、欧米の出願人が日本には特許出願しないジャパンプッシングが発生しているようにも見えるということを指摘させていただきまして、我が国がイノベーションハブとしての地位を確立するためにも、海外からの出願に係る制度・運用の整備として、外国語書面による特許出願について、メリット・デメリットも勘案した上での検討が必要ではないかとございます。

DX時代の対応といたしましては、特許庁で議論が進みつつある、国境を超えた特許権侵害に関する対応ですとか、あるいはメタバース上での意匠権の保護強化に関する議論の動

きを整理してございます。

また、41ページに進んでいただきまして、知財紛争解決に向けたインフラ整備についてでございますが、令和元年で措置された損害賠償額の算定規定、また、証拠収集手続に係る新たな制度について、制度施行から一定期間を経ての効果検証が必要ではないかとさせていただきます。

44ページ目、このパートにおけるKPIは、国際的に求心力のある知財制度・システムに向けて、侵害訴訟制度の充実化を推進するとしてございます。

続きまして「（４）地域における知財保護」でございます。中小企業・中堅企業は、全企業のうち99.9%を占めるなど、イノベーションの源泉として重要な存在である一方、特許出願件数を見ても横ばいの状態で、伸び悩んでいる点を指摘してございます。

48ページ目に触れてございますように、特許を取得する中小企業割合は18%にとどまり、かつ大都市圏に8割超が集中しているということで、地方での知財の利活用が進んでいないという点を指摘してございます。こうした状況を踏まえ、近年では、中小企業の知財の利活用に関し、伴走支援をする体制整備として、特許庁、中小企業庁、ほか、関連団体を含めた体制で知財経営支援ネットワークの取組が進みつつあるということを御紹介してございます。

また、農林水産業に関連して、現在、農水省さんのほうで知的財産戦略のアップデートが進みつつあること、海外市場拡大に向けた環境整備、すなわち、海外における育成者権の取得支援、また、戦略的な海外ライセンスの推進に係る取組が進みつつあることを御紹介してございます。

続きまして、60ページまで進ませていただきます。「活用」に入っております。

まず最初に「（１）産学連携による社会実装の推進」でございます。大学が生み出した知財の社会実装の推進に向けて、2023年に策定した「大学知財ガバナンスガイドライン」について、引き続き、普及を図るということに加えまして、本年3月には、研究者が転退職をする際の知財の取扱いにつきまして、新たに「大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針」を策定いたしてございます。後ほど中身を簡単に御説明させていただきますが、こちらについても併せて全国の大学に考え方の普及を図ってまいりたいというふうに思います。

また「活用」の「（２）スタートアップ支援」でございます。64ページに進んでいただきます。経営者の知財・無形資産への認識を高めること、また、そのためにも、CIP0のような知財を統括する責任者を置く必要があるところ、まずは知財の価値が事業に直結するスタートアップ領域からこれを実現すべきであるといったような御意見がございました。この点、特許庁を中心に、知財戦略支援人材のスキルマップ策定、また、ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣に加えて、2024年には、大企業等に所属する知財人材・非知財人材がチームとなり、スタートアップへの業務支援を行う事業「スタボノ」も立ち上がってございます。こうした事業を継続実施し、スタートアップの知財経営を支援していく必

要があるということを整理してございます。

続きまして、66ページ目まで進んでいただきまして「(3) 新たな国際標準戦略」でございまして、本年、国際標準戦略部会におきまして集中的な議論を実施していただき、2006年来となる我が国としての国際標準戦略を策定する予定としてございます。

資料4に、現在、パブリックコメント中の素案を付してございますけれども、今後、この新戦略に基づきまして、国際標準化活動を通じ社会課題解決と市場創出を先導していくこととしてございます。

新戦略では、国際標準を通じた国内外の課題解決と市場創出に向けて、官民が一体となって「国際標準戦略の明確化とガバナンス」「標準エコシステム」「産学官の取組」を3本柱として取り組んでいくこと。

また、69ページに進みますけれども、17の重要領域と、その中から8つの戦略領域を選定しまして、官民で協力して標準化活動を強化することを策定する予定としてございます。

なお、この新戦略はモニタリングやフォローアップの実施を行うこととしてございまして、70ページに記載を入れておりますけれども、各施策や領域設定につきましては、2027年度に中間点検、2029年度に最終点検を行い、アジャイルに見直していくこととしてございます。

72ページ目で「(4) データ流通・利活用環境の整備」でございまして。データ流通・利活用の推進が重要であるという御指摘もございました。この点につきましては、現在、デジタル行財政改革会議のほうでデータ利活用を進めるための政府方針が議論されているところ、KPIとしては、政府全体におけるデータ利活用の議論の進展を踏まえて、今後適切なタイミングでKPIを設定するとさせていただいております。

続きまして、75ページ目以降「4. 新たなクールジャパン戦略のフォローアップ」となっております。

主に、Create Japanワーキンググループ、コンテンツ戦略ワーキンググループでの御議論を中心に、昨年の戦略のフォローアップに加えまして、直近年において力を入れるべき領域について整理してございます。75ページ目でございますように、クールジャパン領域の海外展開については、コンテンツ、インバウンド、食、ファッションともに伸びている状況でございます。

76ページ目の表の※であります。5月末頃に公表予定の数値がございまして、これを合算しまして6月までに最終化してまいりたいというふうに思います。また、外国人の親日度、訪日意向が高まっていること、さらには国際収支を見ても「知的財産権等使用料」「旅行」は過去数年にわたって黒字となっており、クールジャパン戦略の推進が我が国の稼ぐ力の源になっていると整理させていただいております。

80ページですけれども、今後、力を入れていく領域といたしまして、クールジャパンを活用した地方創生2.0を挙げさせていただいております。昨年12月に公表されました地方創生2.0の基本的な考え方におきましても、付加価値創出型の新しい地方経済の創生に、地

方におけるクールジャパンの推進による付加価値創出が位置づけられているところがございます。今後、地方創生2.0を政府全体で全国で展開していく中でクールジャパンの取組強化を図っていくことが求められるとしてございます。

続いて、92ページ目まで飛んでいただきます。「(2) コンテンツ戦略」についてでございます。こちらについては、92ページ目の下のほうになりますけれども、昨年「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」において「コンテンツ産業活性化戦略」が盛り込まれまして、司令塔機能の明確化の観点から、昨年9月にコンテンツ産業官民協議会及び映画戦略企画委員会が立ち上げられてございます。また、各分野別に戦略策定の動きもございまして、経済産業省のエンタメ・クリエイティブ産業政策研究会、また、総務省の放送・配信コンテンツ産業戦略検討チームでの検討を進められてございます。引き続き、2033年までに海外売上高を20兆円とするという目標に向けて、司令塔機能の強化、海外へのビジネス展開力の向上、デジタル・ビジネスに対応した構造改革の推進、コンテンツ産業を支える人材育成等、官民連携の取組を進めていく必要があるとしてございます。

また、ロケ撮影に関しましては、95ページ目に紹介してございますように、今年3月に「ロケ撮影ハンドブックーロケ撮影・誘致の拡大に向けて関係者が知っておくべきことー」を公表してございます。今回、資料5に含めてございますので、御参照いただければというふうに思います。

最後に、97ページ目でございますが、デジタルアーカイブの推進でございます。多様な創作活動を支えるものとして、各分野のアーカイブ機関と関係省庁の連携の下、デジタルアーカイブの推進に取り組んでいるところでございます。昨年3月には、デジタルアーカイブの新たな推進体制といたしまして、デジタルアーカイブ戦略懇談会及びデジタルアーカイブ推進に関する検討会を設置し、間もなく官民連携の取組を盛り込んだ「デジタルアーカイブ戦略2026-2030」を公表すべく検討を進めているところでございます。デジタルアーカイブについては、2035年までにメタデータ連携数と整備状況をヨーロッパーナ並みにすることを目指すということでKPIとさせていただいております。

最後に、資料6でございます。大阪・関西万博におけるクールジャパンの発信のためのショーケースのチラシを付してございます。

開催期間は再来週、4月30日から5月2日の期間を予定してございます。この期間での万博訪問を予定されておられる方がいらっしゃいましたら、ぜひお立ち寄りいただければというふうに思います。

資料1についての御説明は、一旦、以上とさせていただきます。

続きまして、事務局から資料3の説明を続けさせていただきます。

○山本参事官 それでは「大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針」につきまして、概略を御説明させていただきます。

まずはページ3のほうを御覧いただければと思いますけれども、本指針は先月25日に、

文科省をはじめ、関係省庁の御了解もいただきまして、策定・公表したものとなっております。取りまとめに際しては、渡部先生に座長をお願いしておりまして、林先生、竹中先生にも御参画いただきまして、検討会を昨年12月から開催し、議論してまいりました。

背景としましては、大学関係者へのヒアリングを通じて、研究者の転退職時に知財が適切に扱われずトラブルが生じているということが把握されまして、こちらはページ5の右側の図表で示されるとおり、資料策定の要望も7割程度あったということを踏まえまして、今般、指針を取りまとめたところでございます。

具体的な内容については、ページ8を御覧ください。まず、基本的な考え方になりますけれども、知財の取扱いとしまして権利譲渡など5類型を示しておりますが、その選択に際して判断要素として3つほど挙げております。

こちらは、1つ目のポツの青いところを見ていただければと思いますけれども、1つ目は、研究成果の社会実装が大学等の重要な使命である点となります。両組織において協議する際には、対象となる研究成果がより発展、また、事業化へとつながることを意識して進めるべきとして、その点を強調しております。2つ目は、研究者の学問の自由と転職の自由となり、研究者の意向も尊重する形となりまして、最後は一律の判断とならずに個々の事情も考慮の上、決定することの重要性について触れております。

次に、その具体的な5つの類型の選択における判断プロセスについて御説明いたします。

それに際して、ページ14を見ていただければと思いますけれども、本指針では、研究者の転退職の多い米国の例も参考としております。時間の関係で、詳細については割愛いたしますけれども、こちらは14ページに示していますとおり、ポイントとしましては、研究者が移動する際には両大学間でIIA（Inter-Institutional Agreement）という契約を締結しておりまして、その中で知財の取扱いについて決定する運用が取られております。

そこで今回、取りまとめに際しましては、この主要な項目について参考にした上で、知財取扱いの際に留意すべき事項についてチェックリストを作成しました。こちらはページ18に示しておりますけれども、左側のほうに示しますとおり、知財そのものの観点、それを取り扱う人の観点、そして、費用の観点を網羅しております。これら項目により、既に事業化されているか否か、研究者をはじめ、関係者の意向はどうかなどの確認ができるようにしております。

そして、これら留意事項を全ての案件を対象に実施するということになりますと大変な労力がかかりますので、その対象を判断するプロセスを設けることといたしました。ページ21になりますけれども、検討の流れがこちらのほうでフローで示しておりますけれども、研究者の転職が決まった後、まずは②の案件を網羅した知財リストをつくり、その次に③のチェックリストを使うか否かの判断プロセスを記載しております。

その内容としては、ページ23にありますけれども、要配慮要素の有無ということで、既に事業化されている案件、海外案件などを留意して進める必要があるような案件であったり、知財のリソースやスキル、コスト等も考慮して判断することが示されております。

これらを通じて、チェックリストを用いる必要があるとされましたら、ページ24を見ていただければと思いますが、こちらはリスト中にそのような観点も盛り込みながら、最終的に、一番右側にあるとおり、知財取扱いの類型を記載するということとしております。このようなプロセスを経て決まった知財取扱い方針に基づいて両大学で協議を行い、実際に手続が実施されることとなっております。

以上が本指針のポイントとなりまして、ページ29に示しますとおり、まとめとして、一番下に本運用が内部規定で明文化されまして、実務運用が確立することが望ましいということとしておりますけれども、実際に現場においてどのように利用されるのかは手探りの部分もあろうかと思えます。そこで、まずは半年程度のトライアルを各大学に依頼させていただきまして、その上で意見なども収集することで、さらなる改善などを今後検討していきたいと考えております。

以上となります。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、資料2につきまして、経済産業省の大隅研究開発課長から御説明をお願いいたします。

○大隅課長 それでは、資料2に基づきまして、私、大隅からイノベーション拠点税制について御説明したいと思います。

次のページをお願いいたします。

昨年2月の構想委員会でも、令和6年度税制改正大綱で創設が認められた後に、拠点税制の検討経緯と概要ということで御報告させていただきまして、その後、詳細制度設計を進めまして、本年4月1日に施行されておりますので、本日は詳細制度を中心に御説明できればと思います。

このページは、上の青い箱の2つ目のポツですけれども、2000年代から欧州各国で導入が始まり、直近ではシンガポールやインド、香港といったアジア諸国での導入・検討が進むなど、研究開発税制といったインプット等に対するインセンティブだけではなくて、イノベーションボックス税制によるアウトプットに対するインセンティブの導入が進んできたというのを背景にしていまして、また、グローバル企業は、こうした制度も考慮した研究開発拠点を立地するようになってきているということも考慮して設置した税制でございます。

イノベーションの国際競争が激化する中、政府の立場としては、グローバル企業の研究開発イノベーション拠点の獲得競争の中で、日本の研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しすることを目的として、イノベーション拠点税制を創設し、本年4月1日から施行しているというものでございます。

真ん中にイメージでございますけれども、対象知財のライセンス譲渡所得に関して30%の所得控除をする。これは企業が主に「国内で」「自ら」開発した知財の部分について30%所得控除するという制度でございます。対象所得については、法人実効税率が約30%のところ、約20%に引き下げられるという制度でございます。

下のほうで、対象となる所得でございますけれども、イノベーションボックス税制を導入している国では、製品売却益を本税制の対象としている国もあるというふうに認識してございます。

本税制の対象範囲の見直しにつきましては、令和6年度税制改正大綱において「制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する」とされているところでございます。もともと、経産省としても製品売却益を含めて要望していたものでありまして、産業界のお声も踏まえまして、今後、経済産業省として、この辺り、しっかり引き続き対応していく必要があるというふうに認識しているところでございます。

本日は、4月1日に施行した制度の詳細について説明したいと思っておりますので、次のページをお願いいたします。

全体像でございますけれども、まず、租税特別措置として、本制度は本年4月1日から7年間の措置をされているところでございます。

詳細はこれから説明しますが、さらなる詳細は、ガイドラインを含めて、当省ホームページに公開しておりますので、必要に応じて御参照いただければと思います。

下のほうに「所得控除額算定式」とありますけれども、損金算入額については、制度対象所得に所得控除率30%を掛けたものということございまして、制度対象所得については知財由来の所得×自己創出比率ということでございます。

①の対象となる知的財産は、特許権とAI関連のプログラムの著作物で、令和6年4月1日以降に取得したものとなってございまして、もう一つ、次のページで御紹介したいと思います。②の対象となる所得については、ライセンスと譲渡について、それぞれ記載のとおりでございます。③の自己創出比率の計算でございますけれども、企業が主に「国内で」「自ら」行った研究開発の割合を乗じていただくというふうにしてございます。

次のページに行ってください。

対象となる知的財産についてですけれども、我が国の国際競争力の強化に資するもののうち、特許権またはAI関連のプログラムの著作物であって、令和6年4月1日以降に取得または製作したものであるという定義でございまして、「我が国の国際競争力の強化に資するもの」とは、風営法関連の事業の用に供することを目的に取得または製作されたものでないものというふうに定義されているところでございます。

AIの部分に関しては、詳細は真ん中より下のほうに図示でも紹介してございますけれども、①がAIモデルによる機械学習をサポートするプログラムとしまして、タグづけだったりRAGのようなツールでございまして、②がAIモデルによる機械学習アルゴリズムそのもののプログラムということで、基盤モデルだったり、個別モデルのプログラムでございまして、③が機械学習アルゴリズムの実現に必要なプログラムということで、GPU as a Serviceのようなものでございまして、対象外としては、そのレイヤーの上のところのユーザーイン

ターフェースみたいな部分であるとか、その下のGPUみたいなハード部分は対象外と整理しているところがございます。

次のページをお願いいたします。

対象所得でございますけれども、契約において複数知財を同時に取引されていることが商慣行として通常行われているというふうに承知しておりますが、本税制の適用のためには、契約において対象知財の対価の額を明らかにしている必要があるということでございます。

左の絵のほうに少しありますけれども、対象知財の対価の額を明らかにする必要がありますが、それは個々の対象知財の対価の額が明らかな場合、あるいは対象知財群でまとめて対価の額が明らかな場合をいうというふうに整理してございます。

もう一つ、右側の上のほうですけれども、対象となる知財と一体不可分で取引される対象外知財、ノウハウ等を含む取引については、一定の要件を満たした場合は対象となるということでございます。

右下は損益通算でございますが、所得に係る収益から、対応する費用を減算する必要がございます。その差分、黒字の場合に御活用いただけるという制度でございます。

次のページに行ってくださいと思います。

自己創出比率につきましては、主に国内で自ら行った研究開発費の割合を計算いただくということございまして、記載のとおりので計算していただくという必要がございます。それで、経過措置期間としましては、令和7年から令和9年3月31日までは、原則企業全体の研究開発費を用いて計算していただきます。それ以降は、研究開発に直接関連する費用を抽出して計算しなさいという制度になってはいますが、基本的には、当該知財を生み出したものを含む研究開発プロジェクトの研究開発費を見ていただいて、そのベースで計算していただくということで設計してございます。

次のページに行ってくださいと思います。

この制度の適用の手続関係でございます。対象知財であることや、その知財に関連する研究開発の判別については、経済産業省において確認・証明をすることとしております。

先ほど、AI関連のプログラムの著作物について詳細を御説明しましたが、この確認・判定については専門的な知見が必要であるということでありまして、一般社団法人ソフトウェア協会による事前確認を受ける運用としてございます。

申請そのものは、事業年度末日の60日前から30日後の期間でお願いしてございまして、事前相談に関しては通年で対応していきたいと思っております。

以上でございますが、次のページが、イノベーション拠点税制を検討して、要望の検討をしてきた研究会に関しても、この詳細制度設計をお諮りいただきまして、その次のページには、その研究会の下にワーキンググループを設置して、これらの詳細制度設計には検討を進めてきてございました。様々な経緯を経て、おかげさまでこの4月1日に施行いたしました制度でございます。

他方で、冒頭申し上げたとおり、対象知的財産の範囲の問題であるとか、いろいろな詳細制度を設計する過程で使い勝手の問題なども既に問題提起をいただいております、しっかり我々としては引き続き、これに対応していく必要があるというふうに考えてございます。

今後とも、様々なチャンネルでいろいろなお声をお聞かせいただきながら、しっかりと対応していきたいというふうに思っているところでございます。

私からは以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に入ってまいりたいと存じますが、その前に、まず、関係省庁、今、経産省からの御説明をいただきましたが、この内容について、御質問があれば先に受けたいと思います。ただいま経産省から御説明いただいた内容についてということで、御質問ある方は「挙手」ボタンをいただければと思います。いかがでしょうか。

もしなければ、早速、意見交換のほうに移らせていただきたいと思います。関係省庁の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、資料1に関する議論ということにさせていただきますと思います。事務局から説明のありました内容につきまして、御意見がありましたら御発言をお願いできればと思います。

御発言されたい方は「挙手」ボタンを押してお知らせいただければと思いますが、本日、田中委員が14時頃退席と伺っていますが、今、田中委員は入っていらっしゃいますでしょうか。入っていないようですね。

そうしましたら、それでは、遠藤委員からお願いいたします。

○遠藤委員 ありがとうございます。遠藤です。御説明ありがとうございます。また、大変詳しい、かつ具体的な資料で方向感をまとめていただき感謝申し上げます。

新たな国際標準戦略に関し、資料1の69ページ以降について、まず、重要領域及び戦略領域を決めていくのは非常に重要なポイントだと思います。重要であるとか戦略的であるといったときに、そのポイントの中に、やはり我々がフォーカスしていく領域が成長領域の中にあるのだということの確認が議論の中では必要ではないかと思っています。

成長領域というものは、我々が標準化する中で、その領域の価値貢献というものを最大化するために、標準化をどのように進めていくことが重要なのか。あとは、我々が重要と考えている領域がさらに成長し、多くの広い領域で使われていくためにはどのような戦略が必要なのか。成長というものがキーワードになると思うので、その観点を含めた成長及び重要領域の選定、またはそれに対する戦略のありようというものをぜひ具体的に上げていただければと思います。

もう一つの観点で、戦略性も重要で、これからどうなるのだろうか、どのような領域が価値を生む領域になっていくのだろうか、価値貢献できる領域になっていくのだろうか、少し先見性を持った戦略性の議論が必要です。それを議論する仕組み、または議論する方々

のグループの組成についても必要ですので、ぜひその方法論、または議論集団のイメージもぜひお考えいただいて、今後、この中身を充実させていただくとありがたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、黒田委員、お願いいたします。

○黒田委員 ありがとうございます。私から、少し細かい点になってしまうのですが、知的財産の創造のところのAIと知的財産権について、まずコメントさせていただきたいなと思っております。

この点に関しまして、初めのほうの6ページの27行目辺りから始まる段落のところ「AI開発者等に発明者としての地位を与えるかどうかについて検討する際の視点としては」と書かれていて、こちらの記載を見ると、AI開発者等に発明者としての地位を与えることが前提になっているかのように読めるのですが、Ⅲ. の1. の(2)、18ページのほうに行きますと「当該AIの開発者等が発明者として認められるか否かについて明確な基準は存在せず」とあって、この辺について検討せよと書かれており、AI開発者等を発明者としての地位を与えるかどうかについての検討がまず先に来るかというふうに思いますので、前半のほうを後半に合わせていただいたほうが明確になるのではないかなと思いました。

あと、18ページのところに脚注4に「開発者等との共有関係となる場合、発明者認定、その貢献度合いに応じた配分等の手続きが発生し得る点は考慮」というふうに懸念事項を書いていただき、こういった具体的な点も挙げていただいていることは感謝申し上げますが、それ以外にも検討過程で考慮すべき事項が出てくると思いますので、発明者の在り方等の諸論点を検討する際には、AIの利活用を萎縮するようなやり方であってはいけないというような概括的な記載をどこかに書いていただければというふうに思いました。

あと、Ⅲ. の「2. 知的財産の『保護』」の(3)、39ページの前半のほうで「海外からの特許出願比率は、欧米に比して低い状況にある」という説明からスタートしていて、これに対して、イノベーションハブとしての地位を確立するというふうな流れになっていたかと思いますが、日本を出願先として選ばれない傾向にあるという問題に対応する施策を検討する方向性として、この方向で正しいかどうかを検討するには、やはり海外の企業のニーズとか、海外の企業が日本に出願しない理由について、もっと知っておく必要があるのではないかなというふうに思っています。もし可能であれば、取り組む事項の中にこの調査をするというものも書いていただければというふうに思いました。

あと、全体的にKPIが至るところに書いてあって、目指す方向性が明確になった点はとてもいいかなと思っています。他方で、達成期限について書かれているところと書かれていないところがあったので、なかなか調整は難しいと存じてはおりますが、可能な限り、期限を振る方向で御検討いただければというふうに思いました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、梅澤委員、お願いいたします。

○梅澤委員 よろしく申し上げます。私からは、知財の創造の部分で4点、それから、後半のクールジャパンに関して1点申し上げたいと思います。

まず、8ページで、研究開発費が伸び悩んでいます。10ページ、時価総額に占める無形資産比率が日本は米中に比べて低いですという数字がありました。これは冒頭の章のKPIにこれらの数値目標を日本として掲げるというのはいかがでしょうかというものを提案したいと思います。特に時価総額に占める無形資産比率というものを上げていこうというふうに日本のトップ経営者たちが真剣に考えることは、これは東証のPBR1倍割れ企業を解消していこうという流れとも整合しているので、今、そういう目標を産業界全体に対して国として掲げるよいタイミングなのではないかなというふうに思います。

それに関連しまして、イノベーション拠点税制。これは先ほど大隅さんからも御説明いただきましたが、この対象所得に、事業からの所得、製品・サービス売却益からの所得もなるべく早期に加えていただくということを改めて要望したいと思います。そこまで来ると、研究開発投資と、それから、知財由来の所得がこういう形で伸びていますというふうにIRでも真剣に皆さんが使っていくツールになると思うので、イノベーションボックス税制の拡張という話と、それから、先ほど申し上げた、日本として掲げる大きな目標というところをリンクさせていったらどうかというのが1点目の提案です。

2点目の提案は、創造人材強化・ダイバーシティ実現ということで、例えば4ページ、それから、25ページに、アジアにおける一大研究開発拠点になります、それで、高度外国人材を積極的に受け入れますというところまで書いています。これは大賛成なのですが、皆さん御高承のとおり、これはトランプ2.0で研究費をカットされた研究プログラムがアメリカで多数あり、国外脱出を考える研究者も増え、実は起業家でも一部、そういう動きがあるというふうに聞いていますので、今年は特に、ある意味で千載一遇のチャンスとも言える年なので、この高度外国人材をどうやって日本に取り込むかという具体的な施策をなるべく早急に立てて、目標も設定して、世界から、特にアメリカからトップ級の人材と、それから、PhDと起業家を誘致しましょうというプログラムを始動させてはいかがでしょうかというものが2点目です。

誘致しましょうというふうに書くのは簡単で、これは多分、毎年書いていることだと思うのですが、今年は定性的に言っているだけではなくて、具体的なアクションプランになるべく早急に落とすべきタイミングだと、チャンスが来ているのでというふうに考えます。

3点目、オープンイノベーションを支える人材ということで、24ページに記述があります。ここで大事になってくるのは、改めて人材の流動性をいかに高めるか、労働市場の流動性、あるいは働き方の柔軟性をいかに高めるかということだと思います。

したがって、ちょっとトーンダウンを国としてはしてしまっているように思うのですが、我々からも労働市場改革、多様な働き方の促進というものをこのオープンイノベ

ーションを支える人材という文脈の中で再度提案したらいかがでしょうか。具体的に、外国人や女性の活用を進めていこうと思えば、今、申し上げたポイントはとても有効なポイントだというふうに考えています。

4点目、AIの利活用ということで、19ページにAI活用の100%を目指しましょうというKPIが掲げられています。これはとても大事なことだと思います。

ただ、そのために打てる施策ということで、この委員会で言っていることは、プラットフォームの透明性確保とか、あるいは著作権に係る問題の解決ということだけなのですけれども、もう少し包括的に、このAI利活用を高めていくというものを広い意味での知財戦略の中で書けることがあるのではないのかなと思いついていました。

最後に、5点目、クールジャパンです。こちらについてはCreate Japanの分科会のほうでもいろいろ細かく御提案を申し上げているので繰り返しません、皆様は整理するという意味で、申し上げたことを2つだけサマリーして申し上げます。

まず、76ページで、コンテンツ輸出やインバウンド観光が大幅に伸びていますというふうに書いているのですけれども、この伸びの相当部分は実は円安効果だったりします。したがって、世界の該当市場の伸び率をちゃんと見た上で、世界市場の伸びと比較してどうなのか、ドルベースで見たときにどうなのかというモニタリングもした上でPDCAを回す必要があるというふうに思っています。

それから、観光分野でも様々な打ち手が書かれていますが、1つ加えていただきたいというふうにお願ひしたのは、DXの前段階としてデジタルイゼーションがそもそもできていない観光事業者あるいは観光地が本当に多いです。したがって、基本的なデジタル化を徹底して、特にオウンドメディアの内容の充実とか多言語化、それから、継続的な運用をすべしということ徹底したいというふうに御提案申し上げました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 中村伊知哉です。計画案については異論ありません。その上で、重点施策の4本柱について、それぞれ簡単にコメントします。

まず、最初は創造AIについてです。振興法は題名と第1条の目的が重要だと考えます。その点、今回のAI法案は正式名称が「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案」で、目的には「技術の研究開発及び活用の推進」という言葉が3回も現れて「もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」となっています。とてもポジティブな推進法であることが示されています。この運用に期待します。その一方で、生成AIが爆発的に生み出すコンテンツの作品ですとか声などの知財問題にAI戦略本部とも連携して取り組むという必要が生じます。いい連携の枠組みをつくるようにお願いしたい。

2点目、海賊版について、2019年に総合対策を策定して、官民連携での施策が取られて

きました。関係者の御努力に頭が下がります。しかし、問題はやまず、対策メニューも増えている。努力を続けることが大切でありまして、毎年、この努力をこのように確認することが重要と考えます。

3つ目、活用、データ流通について、新しい国民経済計算（SNA）でデータを固定資産として記録するという方向が示されています。これは今後、GDP計算だけではなく、企業会計にも影響するのではないかと思います。産業界がデータの重要性を認識するように呼びかけていくのがよいのではないのでしょうか。

4点目、クールジャパン。これはワーキングで審議を重ねてきました。コンテンツは基幹産業と明記されるようになりました。クールジャパン戦略の上でもコンテンツを起点とした連携が柱とされておりまして、各種施策の効果は現れていると考えますので、プライオリティーを高く守って推進してもらいたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、波多野委員、お願いいたします。

○波多野委員 本計画は、IPトランスフォーメーション、新たな知的創造サイクルの構築と定義して、KPIも設定された、優れたものが出来上がったと思います。第7期に科学技術・イノベーション基本計画にも盛り込むべき内容というふうに思いました。

ただし、2035年までのWIPOのグローバルイノベーション指数の上位4位以内を目指す。少し唐突で、先ほどの御意見がありましたように、無形資産を伸ばしていくとか、あとは「創造」「保護」「活用」の施策がどう進めばいいかというものを、少し根拠を、基づく記載があればというふうに感じました。

私からは、AIについての利活用と自律発明について2点、そして、大学の知財の活用について述べさせていただきたいと思います。

まず、利活用のほうは、AIの知財の「創造」「保護」「活用」の生産性向上の支援にとっても有効だということをもう少し言及させていただきたいと思いました。例えば、外国出願においても時間と経費を効率的にできるはずと思っています。

肝心の自律発明ですが、私が大学におりまして、知財の創造の観点から、やはりフィジカルAIとか自律AIが、このところ、急激に進展してしまっていて、AIサイエンティストが現実的になっており、そこから生み出される知財について、短期・長期のダイナミックな戦略が必要と実感しています。17ページの脚注に、AI自律発明については、現状、そこまで至っていないという記載があるのですが、この辺は刻々と変化してしまっていて、自律発明は急激に増えていくのではないかというふうに想像します。

そうなりますと、AIの発展によって特許制度そのものがなくなるというわけではないと思いますが、特許の概念とか価値とか目的とか運用の在り方が変わって、根本から問い直せるということも考えられます。まず、発明のスピードが特許制度の時間軸を追い越すということも場合によっては、分野によっては考えられると思います。そこでやはり特許

を取りあえず早く公開して先に市場を取るとか、そういうこともどんどん進んでいくでしょうし、一部、ソフトウェアとかAIそのものの設計については顕著になってきています。

一方で、製薬や半導体とか素材開発のほうはやはりR&D投資が必要で、特許権というものは不可欠であるというような、もう少し自律発明が割と近づいていて、少し中長期に議論しなければ、検討しなければならないようなリスク的なところを記載しておくのも重要ななと思いました。

すみません。大学の知財の活用です。60ページの大学保有特許の利用状況は、このデータが令和7年であり、その後、どのように変化しているか、社会的インパクトにつながるため、知りたいところではあります。「大学知財ガバナンスガイドライン」による効果は、まだこれからと思いますが、まだ見えていない課題があるかどうか。やはり一方で発明者である研究者と産業界の間の知の活用をリードしてブリッジできる人材が必要ですので、その人材が不足しているということは少し入れていただければというふうに思いました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、福井委員、お願いいたします。

○福井委員 福井でございます。

今回も非常に充実した原案のおまとめ、大変ありがとうございました。私からは5点となります。

資料1の16ページ、やはりAIです。ここで、このところ、大きな話題になっている声の保護が出ています。そして、経産省さんで、これは不正競争防止法の混同惹起行為などで対応できるのではないかというおまとめがあったこと、大変前進だと思います。ただし、そのおまとめにもあったとおり、混同惹起行為で対応しようとする、打ち消し表示があれば声の利用はできるという結論に至りやすいだろうと思います。ここでの議論の本丸は、声におけるパブリシティー権の保護の指針づくりでもあるように思いますので、こうした視点を含めることを提案いたしたいと思います。

同じく、AI開発における透明性の確保が今、声としては大きい論点です。そして、これについて、AI法の運用の具体化の中で指針の整備などを通じて図っていきたいという視点が出ていることを評価したいと思います。ただし、これですと運用ということです。国際的な働きかけも含めて、実効性の確保という表現を加えてはどうかと思いました。

2つ目です。33ページ、海賊版です。出版物において過去最悪という記載がありますが、御指摘があったとおり、その後、官民挙げた対策を動員したことによって、把握しているだけでも上位サイトのうち8サイトについて、この間、閉鎖を実現しまして、恐らくアクセス数自体は大幅に減少しています。よって、現状を反映いただくことは重要かと思えます。

ただし、これらは極めて対症療法的に対処したのです。根本策は、従前から申し上げているとおり、ICANNなどでのドメイン事業者の対応、CDNでの拡散の対応、そして、特定外

国政府における摘発の実施の、この3つだろうと思います。これについて、文字どおり官民一体となった努力を続けることを加えてはどうかと思いました。

3点目になります。76ページ、クールジャパンです。アジアの視点をさらに強調してはどうかと思いました。77ページにも小さな文字で入っていますが、アジア諸国におけるいわゆる好きな国ランキングでは、日本は1位常連です。直近でも日本経済新聞の報道で、例えば4月16日記事、台湾では、最も好きな国に日本を挙げる国民が実に76%で、過去最高を更新しました。4月11日記事、ASEANは、最も行きたい国として日本を挙げる人々が33%で、欧米とASEANの他の国、全部を合わせたより多いそうです。

ASEANに日本、韓国、台湾を合わせると人口は9億人です。GDPでEUに迫ります。この圧倒的な親日度を生かそうとしないなら、私は日本はよほどどうかしていると思うのです。この点、86ページにアジアを中心とするクリエイターのネットワークづくりという言葉がありますが、さらに踏み込んで、広範なアジアネットワークへの言及を加えてはどうかと思いました。

4点目、デジタルアーカイブです。「デジタルアーカイブ戦略2026-2030」に関する言及が97ページにあります。国全体での推進に向けた取組が活性化していく基盤づくりを目指すという方向性、大変賛同いたしたいと思います。

その上で、KPIとしてジャパンサーチのメタデータ連携数5000万件という言葉が出てきますね。それで、ヨーロッパナへの言及がありますけれども、ヨーロッパナはメタデータも多いけれども、公開デジタルコンテンツ数が極めて多いのです。日本もメタデータの数だけを語る段階は超えて、デジタルコンテンツで公開し、人々がアクセスできる。こういうことも同時に、まさに官民の連携で目指すべき時期に来たかなというふうに感じます。

最後に一言、この会の第1回だったと記憶するのですが、グローバルプラットフォームのコンテンツ企業やクリエイターに対する契約条件について、私は多少踏み込んだ情報提供と提言を行いました。

今回、これについての言及はあまり残っていないなと感じますが、恐らく実態を把握することを続けていらっしゃる努力中であろうと考えますので、その努力を続け、せっかく海外で愛されたコンテンツの収益が日本のものづくりの現場に還元されないなどということのないように、しっかりとした契約条件の適正化に取り組むことを期待したいと思います。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 ありがとうございます。加藤です。私も内容については大変、特に私の場合は農業の部分で、非常に守るところと攻めるところと両方構成されていて、非常にありがたいなと思って拝見しました。

1つ、やはり気になるのはスマート農業、これからのところで、いろいろな知財が関わるとは思いますし、農業分野でAIの活用も、パラメーターが多いものですから、相当、これから進んでいこうとは思っています。

ただ、課題として、ここに書くことでもないのですけれども、やはり日本全体といえますか、分野をまたがず、どなたか、先生もおっしゃっていましたが、マーケティングが不足していると思っています。特に農業は国内産業だったので、かなり不足しています。日本しか見ていないとか、政策もそうです。現場・現実・現物とよく言うのですけれども、その三現主義が大変不足していて、いろいろな政策もそうなのですけれども、現場が活用できないような難しい政策になっているといえますか、施策になっていて、ユーザーさん、施策を使う側からすると、とてもではないけれども、理解ができないというものが多いかと思います。

その点で、いや、そこはコンサルが入りますということで今までやってきたのだと思うのですけれども、今後、やはりこういう知財でどうしても難しく思われてしまう分野においても、なるべく現場を知った上で施策を実行・運営していくということをより徹底していかないと、ずっと生産性が悪いといえますか、すごい優秀な方々が政策・施策をつくっても全然現場に下りていかないということが今後も続きそうだなというのは農業現場を見ているとよくよく思いますので、その点、注視といえますか、マーケット、使う側、使う人は誰なのだとすることをしっかり見極めて施策を実行していただきたいなと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、塩野委員、お願いいたします。

○塩野委員 非常に広範なことをしっかりとおまとめいただき、御尽力いただきましてありがとうございます。私からは2点、1点目はプラットフォームの話と、あと、2点目はAIの話で、踏み込むといえますか、より深い議論のためにお話をさせていただければと思います。その2点というものは、構造変化の中で非常にインパクトがあるかと考えています。

まず1点目ですけれども、配信プラットフォームとコンテンツの関係というものをまさに経済効果、一言で言うと、マネタイズできるかどうかということでお伝えすると、プラットフォームとコンテンツは相互補完関係にあつて、今ですと、巨大化して配信プラットフォームのチャンネルパワーがある。一言で言うと、プラットフォームの後ろには何億人、何十億人が控えているので、それに流したかったらこれを使ってくれというものがプラットフォームであった。そこに対してコンテンツを流す、そこで人気が出る、マネタイズできるという仕組みがある。

一つの問いは、今、この強いプラットフォームというものは、一部、日本にもゲームのプラットフォームはありますけれども、やはり日本発、国産プラットフォームとい

うものの強さというものはないので、一つの問いは、その競争力を今後、エンドゲームとして諦めてしまうのか、意図的につくろうとすること、まだ試すのか否かというものがあると思います。ただ、いろいろな技術的なところというものは、これでエンドゲームと思ったところ、また次のものが来る。例えば検索で、技術は検索エンジンで終わったと思ったら、その後に生成AIが来るみたいなことは次々と起きてくるので、このプラットフォームに対抗するものを何かあるのかという問いはあろうかと思っています。

次に、コンテンツの強さ、このコンテンツを見たいからこのプラットフォームに入るみたいなことというものは日常的に起きているわけですし、そのコンテンツのほうも、我が国の中ですと、かなり方法論であったり知識量というものがばらばらになっている部分があり、一言で言うと、海外で賞を取る、視聴者を取るといったような方法論がかなりばらけてしまっている。ただ、それは方法論としてあると考えているクリエイターも昨今はたくさん出てきておりますので、その方法論をクリエイターたちに共有していくみたいなことも今後の知財IPを強くすることには必要と思っています。

また、先ほど梅澤委員であったりもおっしゃっていましたがけれども、諸外国の反DEIみたいな風潮の中で、やはり諸外国からクリエイターを連れてくる、またはオンライン、デジタルとしても参加していただくということは今の日本にとって非常にやりやすい環境がある種できているので、よりコンテンツの強化のためにはそういうことができいくみたいな、クリエイターの参加というものを促すことができるのではないかなと考えておりますので、配信プラットフォームとコンテンツの力関係といったものを、これで終わりとして考えるのか、ここでまだやるのが我が国として競争力を強化できることはあるかというものは今後の問いでまだまだあろうかなと考えています。

2点目ですけれども、AIに関しまして、ここが非常にまた大きくパラダイムシフトが起きていると思っております、今からですと、AIエージェントがたくさん出てくる。あと、より一層、大規模言語モデル、LLMを使ったものが出てくる際に、これまでSNSが人間の心理面に大きく影響を与えたり、そこに対して営業力工作といったものが考えられるというのがこれまで起きてきた中で、やはりLLM、特に我が国にとって安全なLLM、安全なソブリンAIみたいな議論というものは必要かなと思っております、これがAIエージェントであったり、より広範に利用されていく中で、諸外国がつくったものをそのまま使うといったことに対するある種の危険性というもの、リスクというものを考えつつ、このIPの中でもソブリンAIみたいな議論は今後は必要となってくるのではないかなと考えています。

次の段階として、LLMとロボティクスの融合による新しい知財の増加というものも今後かなり爆発的に起きてくる可能性がありますので、新しい知財の増加という意味では、ロボティクスの世界でゼロショットと呼ばれるような、今までロボットが初めての環境でも、その環境に適応して何らかのアクションを起こすことができるみたいなものというものは、大規模言語モデルとロボティクスが融合することによって今後起きてきて、その周りの知財というものがやはり日本のかなり不得意な分野の融合になってしまうので、

これまで基幹産業たる産業ロボットとかがあった中で全然違う発展をしていく中で、日本がその知財に乗り遅れるというのは避けたいなというふうなものを今後の将来的な面としては考えております。

私からは2点、以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

○塩野委員 ありがとうございます。

○渡部座長 続きまして、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 ありがとうございます。細かい取りまとめ、感謝しております。私のほうからは、全体を通して、やはり人に関することです。

日本の競争力の低下であったりイノベーション人材不足というものは、これは本当に今まで日本が怠ってきた教育だと思っています。例えば例で挙げられていたような、各企業がまだAIを活用していないというのも結局、AIは、今、おっしゃっていたように、日本のAIではないわけですよ。諸外国のAIを使うことでやはり企業リスクは高まるのではないかとということで活用を拒んでいる企業も心配しているというところもあるのでしょうか。それであれば、これから未来を考えるとすれば、そういう人材をしっかりと教育していくことが大切で、一方で、我々製造業、中小企業の現場では本当に人が採れません。新卒が採用できて入ってきてても、やはり人間力、考える力が物すごい低下していて、危機感を感じています。

この低下をどうやって止めるべきかと思うのですけれども、恐らくコロナ禍を体験した子たちがやはり人と話すことに慣れていないわけですよ。挨拶一つすらできないような子たちがどんどん入ってきて、まず、その基本のところから教育していかなければいけないので、これはこれで、企業にとってすごく大変な労力、お金もかかりますし、時間もかかるのですけれども、では、全員がそうかという、そうではなくて、やはり優秀な人材をいい会社大手などに取られていくわけです。

例えば、今、留学というものは為替の問題もあり非常に難しく、99.7%が中小企業であれば、留学しないお子さんたちの親御さんは中小企業の社員というケースが考えられます。もしかして、お給料を上げていったとしても、今、留学ができるまでは上げられないのであれば、そういった意欲的な子たちに対して国が全面的にバックアップして投資していく。これは長期的な投資になるわけですけれども、やはりグローバル人材を育てるためには、外をしっかりと見て体感してもらいたい。この投資のリターンは彼ら彼女たちの将来の日本への貢献であり、製造業だけではなくて、例えば、農業もそうかもしれない、DXもそうかもしれないし、ほかのコンテンツに活躍できるような子たちをしっかりと今から国を挙げて育てていってほしいなと思います。

いろいろな時代の変化の中で、例えばさっきのWIPOの話もありましたけれども、チャレンジしていかなければいけない日本があるわけですけれども、どうしても例えばAIの著作権、発明者の評価のところでも戸惑いが見えるというのは、日本のよくないところは安全

策ばかり考えてしまうのです。それで、考えましょう、検討しましょうと言っているうちに、ほかの国は3周先に行ってしまうので、気がつくとも今のDXとAIと同じように、日本は先端を行かなくなってしまうので、まずは行動してもらって、修正をしなければいけないのであれば、その都度、修正すればいいのであって、国の予算みたいに一回決めたからやらなければいけないのではなくて、やはりフレキシブルに変えていく、時代に合った日本をつくっていくことがすごく大切なのかなと思います。

パスポートの取得率も低下しているぐらいなので、とにかく外を見るような人材をしっかり国を挙げて投資していただければ、今、お話ししているところの解決点があるところと見えるのかなという印象を受けました。

以上です。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、田路委員、お願いいたします。

○田路委員 まずは、今回の推進計画2025に対して丁寧なまとめをありがとうございます。

この2025に対して最重要と私が望んできたのが、知財マネジメント人材の強化というテーマと、経営と知財の一体化というテーマだったわけです。そういう意味では、スタートアップ支援の中に明確にスタートアップの知財戦略の構築を支援できる人材の不足であるとか、それに対してCIP0といった責任者を置く、もしくは非財務資本の価値を理解できる人材を育てるといった文言が出たのは非常に有意義な内容かなと思っています。

ただ一方で、それ以降に書かれている支援策を見た中で、私はやはり、このCIP0の育成に向けた制度設計に関して具体的な提案をしたいと思っています。この目的は、取りも直さず、知財というものを非財務資本として経営に統合してスタートアップの成長を加速したいという思いにほかなりません。

そういう意味では、まず3つ、制度設計の柱を用意しているのですが、一つはCIP0育成プログラムを具体的に整備していただきたいと思っています。これは特許庁の中にCIP0育成支援のタスクフォースを設置していただいて、特許庁主導でCIP0アカデミーのような仕組みを立ち上げていくこと、また、認定CIP0の資格制度みたいなものを創設するという動きを加速していただきたいと思っています。

2つ目が特許庁の審査官の活用という文脈なのですが、私、かねてから特許庁の審査官のいわゆるスキルセットであるとかキャリアパスを非常に重視していて、やはりこの知財経営を目指す中でこの審査官の持っているスキルとか知能というものをもっとスタートアップの成長に生かしたいという思いが強いですので、この審査官というものを、さっき申し上げた育成プログラムの中で、当然、講師とか評価者という登用は当然なのですが、具体的にVC等へのいわゆる出向、短期出向制度みたいなものの制度化みたいなことができないかとも思っています。

最後、3つ目が、これはIPバリエーターと私は呼んでいるのですが、知財の価値

を評価できる専門家集団。これをIPバリエーターと呼び、彼らとの連携を加速するような仕組みをつくっていきたいと思っています。これを知財価値評価パートナー制度というふうにして、私が想定する専門家というものはVCであったり、コンサルファーム、もしくは弁護士・弁理士・公認会計士といった人たちのスキルをこの知財価値の表出につなげていくという枠組みで、これとスタートアップのマッチングを加速したいと思っています。

ですので、やはり具体的にはロードマップをしっかりとつくっていきたいと思っています、今期、なかなかそこまで盛り込めなかったというのは残念ではあるのですが、私が想定していたのは、2025年度にはこのタスクフォースを立ち上げて、アカデミーを具体的に立ち上げて、スタートアップの人間を実際にそこに入れていくということをやりたいですし、2026年に関しては、やはり認定CIP0という仕組みを立ち上げて、具体的にIPバリエーターとの連携が具体的な数値として立ち上がっている。それで2027年には、このCIP0という資格を持った人間をスタートアップに送り込んで、それが例えばJ-Startupの認定基準になっているような、そういった枠組みまで昇華できると、スタートアップから見ると、この知財戦略の重要性がより可視化できると思っていますので、今期はなかなかそこまでたどり着けなかったとは思いますが、こういう具体的な施策をこの部分に盛り込んでいただければと思っています。

私のほうからは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、本田委員、お願いいたします。

○本田委員 私からもかなり類似の視点にはなるのですが、まず初めに、今回、具体的なKPIを含めた知的財産推進計画をおまとめいただきましたことを感謝申し上げます。

私からは2点ございまして、まず1点目は、今、御意見あったような大学知財人材、知的財産支援人材といったところの意見が1点目でございます。

以前より申し上げておりますけれども「大学知財ガバナンスガイドライン」で大学知的財産人材の在り方というものが定義されたということは日本において大変重要なことだと思っております。今回の推進計画2025にもそのフォローアップが記載されたということは大変ありがたく思っております。

それを踏まえまして、まず、60ページの「3. 知的財産の『活用』」といったところに、現状の認識というものは、やはり知財マネジメントの不足であったり、事業化を見据えた知財創出、権利化の不足、研究成果の社会実装の最大化に向けた体制、予算の不足等の様々な要因があるという明確な認識があるものの、その対策としては、62ページの27～30行目にかけて記載がございまして、あくまでも「必要に応じて」とかとの前置きであったり「対策を検討する」というような消極的な記載にとどまっております。ぜひとも必要な対策をまとめるとか具体化するといったところまで踏み込んだ政策になるといいなというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それで、この知財人材に関しまして、また少し関連するのですが、以前、私のほ

うが申し上げましたINPIT等の支援プログラムの活用といったところを発言させていただきました。それを踏まえまして、今回も63ページ、iAcaの知財プロデューサーによる支援等が記載されていますけれども、しかし、本来的にはやはり各大学で知財人材というものがしっかり配備・整備されるということが望ましいというふうに思っております。

INPITからの支援というものは、やはりそういう回り切れないところを補足的な位置づけでサポートいただけるとありがたいというふうには思っておるのですが、現状、今、各大学で本当に人材がいるかという、不足しているといったところがありますので、やはり技術の、事業の支援ということにとどまらず、各支援先の、各大学の知財人材の育成みたいな視点も含めた形でiAcaの知財プロデューサーの御支援をいただけると、もう少し人材育成といったところをきめ細やかにやっていけるのではないかなというふうに思っておりますので、その辺り、政策に含めるべく、今回の知財推進計画のほうにも修文いただけるとありがたいというふうに思っております。

この点に関しましては、やはりスタートアップ支援に関しても同様かと思えます。65ページにはIPASを通じたメンタリングチームなどを大学知財になどのことが書いてあるので、すけれども、この中にぜひ大学知財人材みたいなもののインターンシップ、先ほどの御発言は私も同様に思っておりまして、大学の知財人材を参画するようなことができればOJTでそういう人材育成ということも可能になるのではないかと思いますので、ぜひ、その視点で御検討いただければと思います。

あと、2点目に関しましては、やはりイノベーション人材の不足といったところに関して、例えば21ページのところにもありますけれども、その中で、そこを強化するといえますか、人材を拡充するというようなところが書いてあって、実際にKPIとしても、26ページに、2040年までに人口100万人当たりの博士号取得者数を世界トップレベルに引き上げるということが記載されているのですけれども、では、実際にどういう対策でそれを推進していくかといったところの具体性が少し不足しているように思いますので、その辺りのところは今後、きちんとした政策を御検討いただいて、その人材育成といえますか、そういう人材の誘引みたいなことを進めていただければと思います。

私からは以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員 ありがとうございます。杉村でございます。事務局の皆様におかれましては、素晴らしい案をつくっていただきまして誠にありがとうございました。私からは幾つか気がついたところを発言させていただきます。

まず、66ページ以降の標準化についてです。これは資料4とも関係しているところです。このたび、重要領域、そして、戦略領域を選定して、この領域について標準化活動の取組を強化するという方針は新しい方向性として非常に賛同するところであります。この標準化については、この新しい国際標準戦略とともに、これを支える既存の取組も途切れるこ

となく進めていくことも重要だと考えてます。また、その国際標準の規格については、つくられるだけでなくて使用していくということも重要な視点ですので、国内認証機関の強化という面も大切であると考えます。

それから、資料1のところにもイノベーション拠点税制のことが記載されておりましたので、この点についても、今、この場で発言させていただきたいと思います。イノベーションのエコシステムを推進していくためには、そして、国際的な研究開発競争に立ち向かっていくためには、グローバル水準での経営を可能とする仕組みをさらに推進していく必要があると思います。このたび、経産省をはじめ皆様の御尽力によってイノベーション拠点税制がこの4月から始まりましたけれども、使い勝手については、多方面にヒアリングをさせていただいて、改正すべき点は改正させていただきたいと思っておりますし、さらに、先ほどの資料にもありましたが、多くの海外の国で導入されております製品の売却益を対象にすることについても更なる検討を官民一体となって前向きに開始していただくといいと思っております。

それから、スタートアップ支援についてでございます。日本の国際的なイノベーション力の発展に向けて、大学とか国研とか、そういう大学発等のスタートアップも含めて、スタートアップ研究者による研究の成果としての知財を活用して社会実現につなげる環境整備をぜひ内閣府の旗振りで、省庁の枠組みを超えて、一体となって強化策を考えていく必要があるのではないかと考えております。知財に関しましては、例えばスタートアップのプロトタイプ開発段階での知的財産の取得が可能となるような知財プログラムに関する支援策とか、スタートアップ知財デューデリジェンスの標準ガイドラインを作成するなど有効な手段になるのではないかと考えているところでございます。

また、AIについては、委員の皆様もたくさん御発言されました。研究開発能力を強化するという観点からもAIの活用推進は必須だと考えますが、AI活用推進に向けた知財制度の整備が国際的に見て日本が若干遅れているのではないかと考えております。先ほど事務局、渡邊参事官からも御説明がありましたように、AIに関しまして、発明該当性、発明者性、引用発明適格性等を今後、特許制度小委員会で検討することとなっておりますが、既に、AIを利用した出願件数は非常に多くなっているという実態がありますので、このAIに関する発明該当性、発明者性、引用発明適格性については、スピーディーな検討が必要であると考えております。

それから、最後になりますが、44ページのところです。その前の43ページのところに、知財紛争を解決する手段として、調停やADR等も書かれておりますので、44ページのKPIに関しましては、国際的に求心力のある知財制度・システムに向けて、争訟制度の充実化を推進するというように、訴訟制度だけではなくて、争訟制度というようにして、ADRや調停等も含むようにしたらよいのではないかと考えております。

以上でございます。

○渡部座長　ありがとうございます。

続きまして、松山委員、お願いいたします。

○松山委員 ありがとうございます。松山でございます。

このたびは、この大変充実した資料で、また、KPIも設定するという事で、目標も分かりやすくなった資料を作成いただきましてありがとうございます。私のほうからは、細かい表現も含めて、3点ほどお話しさせていただければと思います。

1点目ですけれども、41ページの14行目以下の〈知財紛争解決に向けたインフラ整備〉というところで、権利侵害された者が適切に救済され、侵害の抑止が図られるような制度の見直しは不可欠であるというようなお話が書いてあります。その点はもちろん、必要かなと思っているところでして、具体的な施策の方向性というところを見ると、標準必須特許の手引きの普及を引き続き図るという話と、あと、損害賠償算定、損害賠償の額についての見直しを図るというような話になっております。この権利侵害された場合の適切な救済という話になると、毎回、この損害賠償額の見直しの話が出てきて、どう引き上げようかという議論がよく出てくる。それで、何度も見直しの検討をしては、結局法改正は見送りになっているところを繰り返していると思うのですけれども、最近の声があるところは、結局、侵害されて、訴訟を起こすような体力がないような会社さんも含めて、そもそも、侵害がされないような抑止の方法を検討したいという声もあるところかと思えます。

この後の中小企業のお話のところでも少し、その観点は出てきてはいると思うのですけれども、中小企業に限らず、大企業等含めた全体の話として、もうちょっと広く、侵害抑止を図るための制度全般を検討していくという形でこの施策の方向性のほうも書いていただけるといいのかなと思いますし、実際、そういった視点で、損害額に絞らずに検討を進める必要はあるのではないかというふうに思っております。

2点目ですが、本当に表現だけのところなのですけれども、40ページに戻りまして〈DX時代の対応〉というところでもネットワーク関連発明について、特許法のほうに関しては最高裁判決も出たりで、大変、議論が盛り上がっているところかと思えますが、26行目の「日本国内の『実施』」について、特許制度小委のほうで検討がなされているという表現になっておりますが、「日本国内の実施」といいますか、どちらかというところ、日本国内で収まらない「実施」で、「国外にまたがる実施」の場合の論点で、それを実質的に日本国内の実施と評価できるかというようなお話だと思いますので、この「日本国内の実施に」について検討しているという表現が誤解を招くのではないかと思いますので、表現だけの問題なのですけれども、何か違う表現にさせていただくといいのかなというふうに思っております。

3点目は、何人かの委員のお話もありましたけれども、13ページのイノベーション拠点税制につきまして、これは先ほど経産省の方もお話しされており、もともとの議論としては、この範囲だと狭過ぎるという議論は多くの方がされていたと思います。ただ、取りあえず、改正が止まらないように、まずは合意が取れた範囲での改正を進めていたという話で、諸外国が行っているような製品売却益につきましても税制の対象にしていくべきだと

いうお話だったと思います。

そこは引き続き、議論していただきたいと思っておりまして、この資料を見ると、施策の方向性では対象範囲の見直しについて、状況に応じて検討するという書きぶりになっていて、大分トーンダウンしているような印象は受けましたので、ただ、ここは本当に自分たちが開発知財をまさに組み込んだ製品に対してどう対応していくかというところで、やはり本来は含めていただくべきところかなと思いますので、そこはもうちょっと積極的に検討していくような姿勢がこの資料自体にももうちょっと書いていただけるといいのではないかなというように思っております。

私からは以上となります。

○渡部座長 ありがとうございます。

一通り御意見はいただいたかと思いますが、私のほうからも気がついたところで何点か申し上げさせていただきたいと思います。

一つは、梅澤委員、それから、ほかの委員の方も御指摘されていましたが、今、インバウンド人材の獲得のチャンスである。研究者、クリエイター、あるいはスタートアップ起業家というような話がございました。これはまさしく諸外国が今まさに、私が聞いた話だと、ドイツ、オーストラリアもどうも積極的にやっているらしいのですけれども、多くの国がこれはチャンスだと。今までアメリカが独占してきたハイテクのリソースを持ってくるチャンスだということで動いているところですので、これはまさしく短期的にプロモーションができるような体制とかメッセージを政府として出していただくとよいのではないかな。

先ほどのイノベーション税制等も、これは使えると思います。プロモーションに使えると思いますし、それから、制度の安定性という意味では日本は優れていると思いますし、幾つかそういうポイントを整理し、さらに、日本の住環境ですとか安全ですとか、そういうことをプロモーションできる体制をつくっていただくと効果が出るのではないかなと思います。ただ、短期的な施策だけではなくて、ここしばらくの期間、やはりトレンドは続くと思いますので、科学技術・イノベーションの基本計画等でも国際頭脳循環という観点であると思いますので、そういうところにも入っていくべきトピックだというふうに思っております。

何人か御意見ございましたAIについて、これは確かに短期的には発明該当性等、特許庁の小委員会でもこれを、ガイドライン等を検討するという必要だと思います。一方で、特に自律的な発明あるいはAGIということに向かってかなりの変化が予想されることから、知財推進計画は毎年の更新で策定しますけれども、それにはなじまない部分がありますので、少し5年ないし、もっと続くかもしれませんけれども、それをどういうふうな体制でウォッチし、それから、柔軟に対応していくかということは課題だというふうに思います。波多野委員の御指摘は、そのような内容のことが含まれていたかと思います。

それから、福井委員から、アジアに目をつけない理由はないといいますが、それはまさ

しくそういうことをごさいます、アジアのネットワークという表現をされましたけれども、これもアジアも広うごさいます、一方で、実は例えばインドネシアとタイはOECDに加盟するという動きがごさいます。これはOECDの中で、例えばDFFTですとか、いろいろな枠組みを、知財に関する枠組みもありますので、OECDの枠組みで具体的な施策を持っていくというようなこともあるのではないかというふうに思いました。

加藤委員の農業に関して、これは確かにグローバル化とか、いろいろなことを旗振りをして現場で使えるような施策にすることがなかなか難しい。そのとおりだと思います。それから一方で、農林水産省も今、知財戦略の検討をしていますけれども、では、そこで十分、グローバル的な観点、国際的な観点で施策が検討できているかということ、海外の投資動向等も反映されているという状態になっていないというふうに思います。これはやはり農林水産業の特徴といいますか、国内産業であったということで、そこまでリーチができていないという部分もあります。これはJETROさんですとか、いろいろ協力していただいて、農林水産省と連携はしますけれども、グローバルな観点での調査等々については行う必要があるのではないかと。

海外で、例えばフードテックだけで言いますと、海外と日本で投資の桁が2桁ぐらい違っています。しかも、かなり重要な部分、将来の食料の技術開発、今、気候変動対策が非常に大きいところですが、これは食料安全保障にも関わるところで、海外の動向を踏まえるということは非常に重要だというふうに思っておりますので、そのような観点が必要であると思っております。

あと、塩野委員が言われました、国のAI、ソブリンAIという表現をされましたけれども、ガバメントAIで、これは知財の分野でいきますと、例えばWIPOにつきましても、独自でLLMを構築して使っています。これは当然ですけれども、コンフィデンシャル、まだ未公開の特許情報を入れないといけないので、それはWIPOの立場だと、特定国の開発したものにそこを利用しにくいということから考えると、日本もやはりガバメントとして、この辺、どういう形で、これは特許庁だけの問題ではありませんが、ガバメント全体として、AI、LLMの構築を考えるのかということも重要なテーマかと思えます。

それから、伊藤委員のおっしゃったのは非常に印象的だったのですが、日本の場合は99%が中小企業で、その例え海外展開のときに、では、留学した人がいるのかとか、そういう観点で、やはり国際化というのだったら、そういう数値、あるいはそういうことが行われやすい環境というものが重要だという観点だと思います。これはそういうデータがあるのかどうかも含めて検討するべきで、留学だけではなくて、インターンとか、いろいろな機会があつてしかるべきだと思いますし、インターンの場合は、海外では企業と連携したインターンみたいなことはかなり行われていますので、そういうこともあるのではないかとこのように思いました。

私が気がついたところで言いますとそんなところをごさいます、あと、まだ少し時間がごさいますので、追加的に御意見がございましたらいただければと思いますが、いかが

でしょうか。よろしいでしょうか。

すみません。自分がまた追加的にコメントしてしまいますが、もう一つ、梅澤委員から人材の流動性のところの話がございましたが、これは多少関係して、今回、大学等の転退職者の知財の取扱いについて、これは流動性が高いということから、そこにフォーカスした議論を行いました。

ただ、昨今、やはり企業からも、例えばスピンオフですとかスタートアップをやるとか、そういう形のことがかなり起き得るといいますか、起きつつある中で、アメリカでは基本、企業からのスピンオフのほうが例えば大学からのスピンオフよりはるかに多いというようなこともあって、では、そこで知財がどう扱われているのかということについては問題になり得ます。例えばそれを、フィンランドなどは政策的に企業の、ノキアの知財がスピンオフに活用できるような形ということで、政府あるいは大学との連携をした施策を打ったことがあります。これも転退職者の話は大学だけではないところで、議論の余地があるのではないかというふうに感じております。

すみません。私が追加してもしようがないですが、どなたか、もし追加的に御意見ございましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○梅澤委員 梅澤です。

○渡部座長 梅澤委員、お願いします。

○梅澤委員 今、座長に拾っていただいた流動性のところで、昨年か一昨年には申し上げた論点なのですが、今年ももう一回言ってもいいかなと思いましたが、今、まさに座長が言われていた、大企業からの知財と人材、セットでスピンオフをしやすくする。それを促進するというメッセージを出すのもそうですし、制度面のハードルがあるのであればそれを解消する。こういうことは今年も書き込んでいただいてもいいかなと思いましたが。

それから、先ほど労働市場改革と、知財に直接関係はしませんが、でも、オープンイノベーション人材をしっかりと活用するという意味で重要な要素として申し上げたのは、特に女性にしても外国人にしても、今の日本企業のフルタイムを前提とした硬直的な労働慣行というものはやはりそぐわないのは明らかで、そこに関して、もう一度、この知財あるいは人材活用という観点から我々も声を上げてはいいのではないかと。こういう文脈で申し上げた次第です。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。発言のある方はほかはおられませんでしょうか。

○福井委員 よろしいでしょうか。

○渡部座長 福井委員、お願いいたします。

○福井委員 1点だけ、小さいことですが、梅澤委員や座長のおっしゃいました米国の社会経済状況の流動化に伴う人材の流出です。これはもとよりそういう御趣旨でもおっしゃ

っていたのだと思いますが、研究者やIT人材ばかりではなく、クリエイティブ業界でも確実に起きてきていると感じます。

よって、先ほどのネットワークの視点からも、そういうときに日本が活動の場として選んでもらえるような体制を整えることは国際的なクリエイティブの振興という意味でも大変望ましいことだと思いますので、一言付け加えさせていただきました。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

大変貴重な御意見をたくさん賜りまして、ありがとうございました。

ここまでの議論で、事務局から御発言等ございましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○渡邊参事官 ありがとうございます。知財事務局の渡邊でございます。

皆様、本日も多数の御意見を頂戴しましてありがとうございました。先ほど座長のほうから包括的に整理していただいたところではございますが、私のほうから簡単に2点ほどコメントさせていただければというふうに思っております。

まずは、様々なテキスト、書きぶりについての御意見を頂戴いたしました。文言の適正化に係る具体的な御提案、また、強弱に係るところのコメントも頂戴しております。また、さらに新たに記載を加えられないかといったようなコメントも頂戴したというふうに認識しております。この後、本日いただいた御意見を踏まえて、さらにブラッシュアップをしてみたいというふうに思っております。

また、KPIについても幾つかコメントを頂戴いたしました。特に一番最初のIPトランスフォーメーションに係るKPIでございますけれども、なぜ4位なのかというものがやや唐突であるといったようなコメントもあったかなというふうに思っております。冒頭の説明で私のほうの説明は割愛させていただいたのですが、基本的にはこの4位というところに関しましては、2007年に4位まで上り詰めたというところがございまして、これが最高位であったというところからして、そこを一步超えようということで4位として書かせていただきました。他方で、このままですと、なぜ4位なのかというものが非常に分かりづらいという部分もあろうかと思っておりますので、その点についてはやや記載ぶりというところを工夫していきたいなというふうに思いました。

また、その他も、KPIとして新しいKPIを設定してみてもどうかといったような新たな御提案もいただいたところではございますが、継続して、取れるデータかどうかという点、また、場合によっては各方面との調整も発生するかなというふうに思っておりますので、先ほどの文言の調整等を含めて、この後、いただいた御意見を踏まえまして、事務局のほうでしっかり検討してみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございました。

皆様、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、少し時間はまだ残っておりますけれども、意見交換はここまでとさせていただきますと存じます。

最後に、奈須野事務局長より一言、総括をお願い申し上げたいと存じます。

○奈須野局長 今日も活発な御議論ありがとうございました。私からのコメントとして幾つかお話をしたいと思います。

一つは、昨年、この場でお約束したとおり、今回、今年の推進計画は、主要な領域ごとにKPIを設けて、それに向けて、その実現に向けて施策を整理していくのだということを申し上げました。この方向性については、おおむね、皆様の御理解、御賛同をいただけたものと思っております。引き続き、関係省庁とも調整しながらKPIを確定するとともに、来年以降は、このKPIを実現するためには、どの部分が足りなくて、どの部分を伸ばしていったらいいのかということ进行分析しながら施策のブラッシュアップをしていきたいと思っております。

それから、イノベーション拠点税制について多くの方から、できたことはいいのだけれども、製品価格分が含まれないということで、依然、改善の余地があるという御指摘がございましたので、大隅課長はじめ、経済産業省の皆様方はこれを受け止めて、引き続き、努力していただきたいと思っております。

ただ、そうはいっても、今回、経済産業省の皆さんの御努力によって、いろいろブレークスルーがございました。例えば企業間でライセンス契約をクロスしていて井勘定にしている場合であったとしても、一つ一つのライセンス料を特出し、明記できれば、このイノベーション拠点税制の所得対象となり得るといような解釈が明確化されております。

また、これまで製品価格の中にライセンス料が含まれているような場合も、実際は製品価格と井勘定になっていて、ライセンス料を外出しするといようなプラクティスは実際ありませんでした。今回、こういった形でライセンス料を明記することができれば、所得の圧縮対象になり得るといのは注目いただいてよろしいかと思っております。

今回、トランプ関税で製品価格自体に関税がかかりますけれども、ライセンス料には関税はかかりませんので、こういう面でもいろいろ工夫の余地が出てくるのかなというふうに思います。今回傍聴いただいている企業の方々も、今回は大した税制ではないから様子見でということがあると多分よくなくて、いろいろ、今回の税制の中でも活用の余地があるのではないかと思いますので、御研究いただければというふうに思っております。

松山さんから、中小企業などを念頭に、救済は救済として、これはこれで頑張ってもらいたいけれども、抑止の方策も検討すべきだという御指摘がありました。まさにそのとおりで、救済というと1倍までのことをいうわけですがけれども、結局、裁判でやっても1倍まで取り切れるかという、なかなか難しいところが現実問題としてあります。そう考えると、中小企業にとって、訴訟を起こして1倍まで回収するということについてちゅうちょするということが多いと思っております。

そうであれば、抑止の方法をよく充実させていくことで、初めからそういう侵害を起こさないといような施策もまた必要ではないかと思っております、今回は救済の話と抑

止の話は分けて論点を整理させていただきました。今後、その考えに基づきまして、どういった具体策があり得るかは関係省庁と一緒に検討していきたいと思えます。

改めて、今日は御議論いただきましてありがとうございました。引き続き、関係省庁と調整させていただきます。

○渡部座長 ありがとうございました。

それから、事務局より、今後の予定等、連絡があればお願いいたします。

○渡邊参事官 ありがとうございます。

本日の御議論を踏まえまして、素案につきましては、次回、改めて御議論いただきたいというふうに思っております。

次回の構想委員会の開催につきましては、5月下旬を予定しております。委員の皆様には、詳細を改めて御連絡申し上げたいというふうに思えます。

本日は誠にありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございます。本日はこれで終了いたします。

○奈須野局長 ありがとうございました。